

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及  
び評価の結果報告書  
(平成28年度実績)

平成29年6月

# 山中湖村教育委員会

山中湖村教育委員会では、【山中湖村第4次長期総合計画】に基づき、『学校教育の充実』並びに『社会教育・社会体育の推進』を基本目標として事業を進めるとともに、平成28年12月には、人を育み地域の活力が持続する山中湖村と題して山中湖村教育大綱を策定し施策や事務事業に取り組んできたところである。

第4次長期総合計画も平成26年度をもち前期を終了し、前期の検証を踏まえ後期の長期総合計画の素案に着手し、各種項目ごとの履行を目指すものとする。

また、27年度施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いそれに伴う体制整備を行うものとする。

このような中において、平成20年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正・施行されたことに基づき、各教育委員会は毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられた。

この法改正の趣旨は、教育委員会が高い使命感を持って責任を果たすとともに、教育行政の体制整備及び充実に努め、効果的な教育行政を推進することとしている。

本報告書は、学校現場に根ざした教育委員会活動と、事務事業の執行状況を振り返ることにより、次年度以降に向けたより質の高い教育環境の整備、良好な教育行政の推進と村民への説明責任を果たすため、法第27条の規程に基づき、平成28年度山中湖村教育委員会に関わる事務の管理及び執行状況についての点検・評価を実施し、報告書にまとめたものである。

本村教育委員会は、今後も【山中湖村第4次長期総合計画】に定められた目標に基づき「山中湖村村民憲章」を基本理念として掲げ、児童・生徒の『生きる力』を育む教育の推進に努力するとともに住民が生涯にわたって学び続ける教育環境の整備・充実に努めてまいっている所存である。

平成29年6月

山中湖村教育委員会

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### 第27条

教育委員会は、毎年その権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務及び事務局職員等に委任された事務を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会へ提出するとともに公表しなければならない。

## 1. はじめに

平成20年4月に「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教員免許法並びに教育公務員特例法」の教育3法が改正されるなど教育委員会を取り巻く環境は大きく変化している。

この改正により地方の教育行政推進に責任を持つ教育委員会のあり方が問われている中、本村は変化する社会に対応し、開かれた教育行政の推進と教育関係者の資質の向上に努めているところである。

同時に26年度において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され公布されたことに伴い、施行の体制整備も図ってゆくことが求められている。

そのような中において、本村教育委員会においては、毎月の教育委員会の定例会をはじめ、学校訪問や各種研修会に参加する等、ていねいな地方教育行政を推進している。

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規程に基づき、平成28年度の教育委員会活動を振り返るとともに、教育委員会自らが事務の進捗状況について点検・評価を実施し作成したものである。

## 2. 教育委員会の開催状況（平成28年4月～平成29年3月）

教育委員会会議については、原則として毎月1回定例会を開催した。

(1) 教育委員会定例会 11回

## 3. 教育委員会の主な審議内容について

- 1) 4月定例教育委員会《4月20日(水)》
  - ・ 前回会議録の承認
  - ・ 教育長報告について
  - ・ 教育委員会組織及び事務分掌について
  - ・ 三校教職員配置及び分掌について
  
- 2) 5月定例教育委員会《5月19日(木)》
  - ・ 前回会議録の承認
  - ・ 教育長報告について
  - ・ 平成27年度教育委員会点検・評価について
  
- 3) 6月定例教育委員会《6月21日(火)》
  - ・ 前回会議録の承認
  - ・ 教育長報告について
  - ・ 平成28年度一般会計補正予算について
  - ・ 就学援助申請許可について
  
- 4) 7月定例教育委員会《7月21日(木)》
  - ・ 前回会議録の承認

- ・教育長報告について
  - ・教育大綱策定について
- 5) 9月定例教育委員会《9月14日(水)》
- ・前回会議録の承認
  - ・教育長報告について
  - ・山中湖村立学校・警察パートナーシップ制度(案)について
  - ・補正予算について
  - ・村民体育祭について
- 6) 10月定例教育委員会《10月20日(木)》
- ・前回会議録の承認
  - ・教育長報告について
  - ・全国学力学習状況調査の結果公表について
  - ・第40回山中湖村文化祭について
  - ・成人式日程について
- 7) 11月定例教育委員会《11月17日(木)》
- ・前回会議録の承認
  - ・教育長報告について
  - ・平成29年度児童生徒数並びに学級編制について
  - ・平成29年度採用・昇任管理職選考受検者について
- 8) 12月定例教育委員会《12月15日(木)》
- ・前回会議録の承認
  - ・教育長報告について
  - ・平成28年度一般会計補正予算について
  - ・村担講師配置要望書等の提出について
  - ・平成29年成人式について
  - ・教育委員長の選任について
- 9) 1月定例教育委員会《1月19日(木)》
- ・前回会議録の承認
  - ・教育長報告について
  - ・平成28年度末人事異動について
  - ・山中湖中学校進路希望報告について
- 10) 2月定例教育委員会《2月17日(金)》
- ・前回会議録の承認
  - ・教育長報告について

- ・来年度小中学校児童生徒数及び学級数について
- ・山中湖中学校進路希望及び現況について

1 1) 3月定例教育委員会《3月17日(金)》

- ・前回会議録の承認
- ・教育長報告について
- ・平成29年度予算概要について
- ・山中湖村連合PTAからの要望事項について

4. 教育委員会に関わるその他の活動について(抜粋)

- 1) 南都留市町村教育委員会連合会定期総会《4月21日(木)》
- 2) 村民ゴルフ大会《5月18日(水)》
- 3) 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会《5月27日(金)》
- 4) 教科用図書選定審議会《6月10日(金)》
- 5) 南都留地域教育推進協議会総会《6月22日(水)》
- 6) 夏の生活指導打合せ会《7月20日(水)》
- 7) H27決算監査《8月18日(木)》
- 8) 山中湖村俳句大会《8月19日(金)》
- 9) 東小学校運動会《9月8日(金)》
- 1 0) 山中小学校運動会《9月10日(土)》
- 1 1) 山中湖中学校からまつ祭《9月14日(水)》
- 1 2) 村民体育祭《10月5日(水)》
- 1 3) 南都留地域教育フォーラム《11月4日(金)》
- 1 4) 山梨県市町村教育委員会連合会「秋季研修会」《11月9日(水)》
- 1 5) 第31回山中湖村スケート大会《2月10日(金)》
- 1 6) 公立高校後期募集検査《3月7日(火)》
- 1 7) 教員人事ヒアリング《3月8日(水)～3月10日(金)》
- 1 8) 山中湖中学校卒業証書授与式《3月13日(月)》
- 1 9) 山中小学校・東小学校卒業証書授与式《3月22日(水)》
- 2 0) 平成28年度末教職員人事異動辞令交付式《3月24日(金)》

5. 教育委員会が管理運営する事務を教育長に委任する事務について

1) 学校教育事務

- ①学校その他の教育財産の管理に関する事
- ②校舎等の施設設備の整備に関する事
- ③山中湖村教育推進審議会(小学校統合に伴う説明会)に関する事
- ④学校その他の教育機関の環境衛生に関する事
- ⑤学校事務及び経理に関する事
- ⑥教育に関する調査及び統計
- ⑦県教育委員会との連絡調整

- ⑧教育課程及び教育内容に関すること
- ⑨教科用図書採択に関する事務
- ⑩学校給食に関すること
- ⑪児童・生徒の就学に関すること
- ⑫小中連携教育推進に関すること
- ⑬学校図書館に関すること
- ⑭スクールガード事業に関すること
- ⑮教員住宅に関すること
- ⑯教育課程特例校指定申請書（英語特区）に関すること
- ⑰その他

## 2) 社会教育事務

- ①公民館運営に関すること
- ②成人式の運営全般に関すること
- ③生涯学習に関すること
- ④文化財審議委員会に関すること
- ⑤文化協会との連絡調整に関すること
- ⑥世界文化遺産に関すること
- ⑦青少年総合対策事業に関すること
- ⑧文化財保護に関すること
- ⑨文学館運営に関すること
- ⑩情報創造館運営に関すること
- ⑪風生庵支援協議会に関すること
- ⑫その他

## 3) 社会体育事務

- ①スポーツ推進委員等に関すること
- ②社会体育施設の管理に関すること
- ③住民児童体育館維持、管理に関すること
- ④プール運営に関すること
- ⑤体育協会との連絡調整に関すること
- ⑥社会体育関係機関との連絡調整に関すること
- ⑦スポーツ少年団との連絡調整に関すること
- ⑧各種スポーツ大会及びスポーツ教室運営に関すること
- ⑨その他

## 6. 点検・評価の方法並びに評価基準

内部評価として実施し、各担当部署が事業ごとに実績・課題について分析を行った。その後、評価者である教育委員に説明を行い事務局と共に点検・評価を実施した。評価判断基準については、

- A…計画どおり成果が得られ、今後も継続していく。(達成率90%以上)
- B…概ね計画は達成出来、今後も継続していく。( " 70%)
- C…今後、更に力を入れて努力する必要がある。( " 50%)
- D…課題が残り、今後検討が必要である。( " 30%以下)

## 7. 総評並びに今後の課題

総評としては、概ね良好に事業が進められたと感ずる。

【教育委員会の活動】については、当面する教育行政の課題解決に向けた活動がなされている。今後、組織運営に関する法律の一部改正により委員会組織が変わって行くことが予想されることから、首長との連携をさらに図り、教育事務の管理執行に努める必要がある。

【教育委員会が管理・執行する事務】については、全体的に良く運営されていた。引き続き、学校でのきめ細かな指導体制に対し、教育委員会の総意として評価に値するものであり充実させてゆきたいところである。更に、長年懸案として挙げられていた〈学校施設老朽化対策・学校適正規模対策・小中連携の推進〉を目的とした教育推進審議会からの答申に沿った動きに関しては、第二次教育推進審議会を立ち上げ、答申が得られたことで、小学校統合に向けての説明会を実施できたことは大きな前進であると解釈する。今後、さらに住民に周知徹底を図り統合が促進されることが望まれる。

【教育委員会が管理・執行する事務を教育長に委任する事務】については、多岐にわたる対象分野がある。

『学校教育の充実』では、昨年同様《確かな学力の育成》を最重点事項と考え、学校における条件整備を行った。その条件の1つに村費負担教員の雇用が挙げられる。これについては、首長及び教育委員らの理解が大きいといえる。

『生涯学習の推進』においては、計画どおりに執行され、多くの村民の評価が得られていると考える。

『青少年の育成推進』においては、地域の団体、住民との連携強化に課題もあるので、今後全体的な方策をしっかりと考え、取り組まなければならない事項と考える。

『文化・芸術活動の推進』については、指定管理者に委託してある情報創造館の運営に、大きな成果が見られ村民からの信望も厚い。また、文学の森については、新規に事業を実施し(文学の森フェスティバル)、新たに自然豊かな憩いの空間としての場所として広く県内外に発信することができ周知を図ることができた。

『スポーツ・レクリエーションの活動推進』については、スポーツ組織が、自主的に活動できるよう更なる指導・助言を行うと共に施設の老朽化もでてきていることから、施設の拡充を望むところである。

このほか、多くの取り組み事項を長期的視野に立って検証し、改善・推進が必要な事柄については、積極的に対応していかなければならないと考える。

その中でも特に将来を担う児童生徒の健全育成については、学校・地域・教育委員会等すべての意見を吸い上げ、予算面も含めて対応する必要があるため、今回のこの結果を踏まえ、29年度に反映していきたいと考える。

## 8. 今後の方向性

今回の「点検・評価」結果では、概ね良好に事務事業が遂行されている旨の評価であるが、いくつかの改善事項も浮かび上がっている。さらに学校統合といった今後推進して行かなければならない課題も上がっている。

今後の事業実施においては、見直しや調査が必要な事項についてその対処を検討し、改善するものである。

更に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の第2期教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱を定めることとしました。

大綱の策定にあたっては、総合教育会議において、村長と教育委員会が協議・調整を尽くし、教育施策の根本的な方針を山中湖村教育大綱として策定しました。教育は山中湖村の根幹をなすものであるという視点を意識し、未来を担う子どもが、山中湖村に暮らしていることを誇りに思い、その中で学び育ち、心身ともに成長し、笑顔あふれるふるさと山中湖村を目指すことが必要であるとする。



山湖教発第6－1号  
平成29年6月1日

山中湖村議会議長  
高村 理三郎 様

山中湖村教育委員会

平成28年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の結果報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を実施したので、別紙のとおり報告書を提出します。